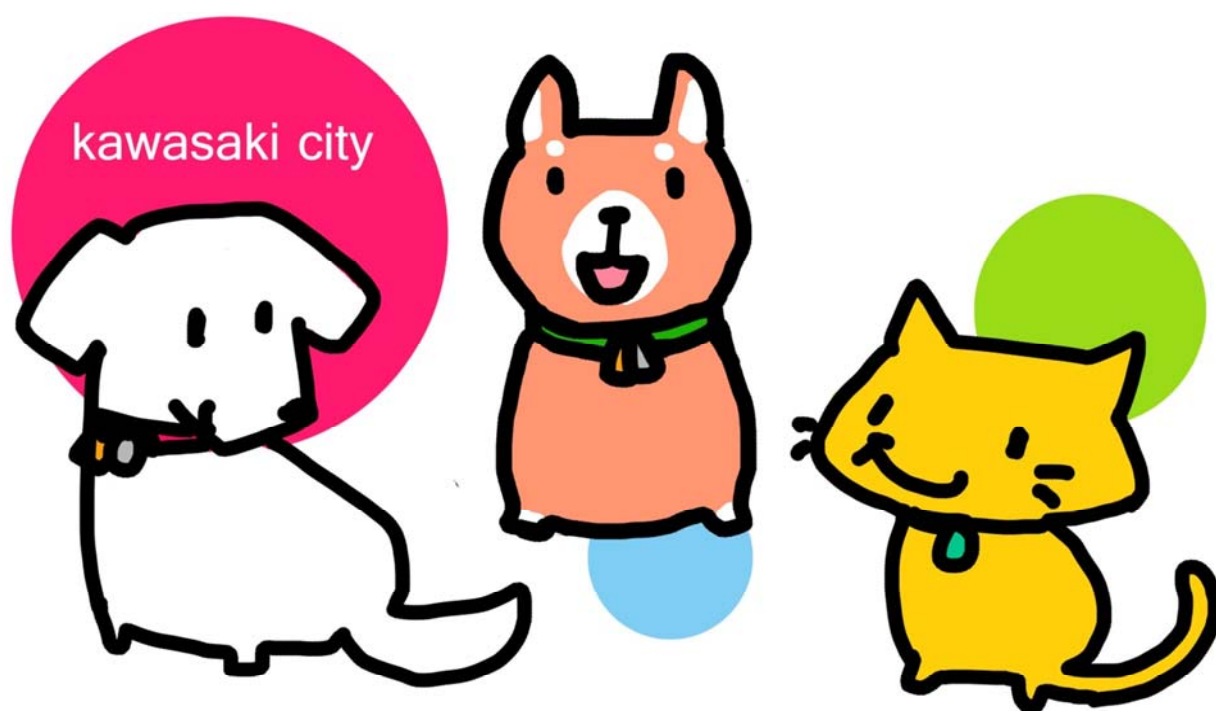


川崎市動物愛護センター 整備における基本方針



平成26年10月

川崎市

目 次

1 検討の経過	1
2 動物愛護センターの現状と課題	2
1) 動物行政をめぐる社会情勢の変化	2
1)-1 動物愛護センターに求められる機能の変化	2
1)-2 動物の殺処分削減に向けた取組の強化	3
2) 動物愛護センターの課題	4
3) 動物愛護センターの再編整備の必要性	4
3 動物愛護センターの目的等	5
1) 動物愛護センターの目的	5
2) 動物愛護センターの対象	5
2)-1 取り扱う動物	5
2)-2 施設利用者	5
4 動物愛護センターの基本的なコンセプト	7
1 いのちを学ぶ場	
【Ⅰ 動物に係る情報発信の拠点】	8
2 いのちをつなぐ場	
【Ⅱ 動物の適正飼養の拠点】	9
3 いのちを守る場	
【Ⅲ 動物由来感染症対策の拠点】	10
【Ⅳ 災害時対応の拠点】	10
多様な主体との連携・協働による取組の拠点	11
① ボランティア・動物愛護団体	11
② 獣医師会	11
③ 動物病院	12
④ 動物関連企業	12
⑤ 夢見ヶ崎動物公園	12
⑥ 区役所等	12
5 計画地と施設整備の方向性	13
1) 計画地の概要	13
2) 施設整備のあり方	13
2)-1 周辺の生活環境に配慮した施設	14
2)-2 地球環境に配慮した施設	14
2)-3 ユニバーサルデザインの導入	14
3) 効率的・効果的な管理運営に向けて	14
4) その他	14
6 今後のスケジュール（予定）	14

1 検討の経過

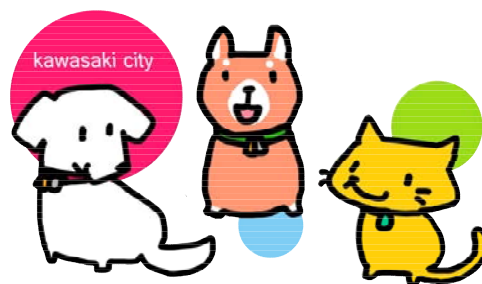
本市では、他都市に先駆けて、昭和 48 年に動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例（昭和 48 年 7 月 3 日条例第 32 号）」、通称「ワンワン条例」を制定し、条例の目的である動物愛護の気風を高める実践的な推進施設として、昭和 49 年に「川崎市飼い犬管理センター」を開設し、先進的に動物行政に取り組んできました。

その後、市民の間に動物愛護の気風の高揚や、動物による迷惑の防止が求められるようになり、こうした変化にあわせ、昭和 55 年には施設名称を「川崎市動物管理センター」に、平成 9 年には「川崎市動物愛護センター（以下、「動物愛護センター」という。）」に改め、平成 12 年には新たに「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年 3 月 24 日条例第 21 号）（以下、「動物愛護管理条例」という。）」を制定し、動物行政を推進してきました。

動物行政の方向性が変化する中、動物愛護センターに求められる機能も変化し、中核施設である動物愛護センターの再編整備を行う必要性が高まり、平成 22 年 3 月には「川崎市動物愛護センター建設に関する請願」が川崎市議会に提出され、同年 6 月に全会一致で採択となり、再編整備に向けた検討を開始しました。

検討の経過としましては、庁内の検討委員会でまとめた「川崎市動物愛護センター庁内あり方検討委員会報告書」（平成 23 年 3 月）や、「動物愛護センターにおける課題と施策の方向性について」（平成 24 年 5 月）、外部有識者会議の「動物愛護センター懇談会報告書」（平成 25 年 3 月）、外部有識者会議の意見を踏まえ庁内検討委員会でまとめた「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」（平成 26 年 3 月）などで、今後の動物行政の方向性や動物愛護センター施設整備の基本的な方向性、主な機能、立地条件等を示してきたところですが、このたび、計画地を踏まえ、動物愛護センターの整備方針を「川崎市動物愛護センター整備における基本方針（以下、「基本方針」という。）」としてとりまとめました。

今後、本基本方針に基づき、全体の配置計画や施設規模、施設の機能を踏まえた必要諸室等を検討し、基本計画を策定してまいります。



2 動物愛護センターの現状と課題

1) 動物行政をめぐる社会情勢の変化

家族の一員として動物を飼養する家庭が増加する一方で、動物の飼養を安易に考える人も増加しており、結果として、動物の遺棄や虐待、不適正な飼養管理に伴う近隣への迷惑行為など、さまざまな問題が発生しています。

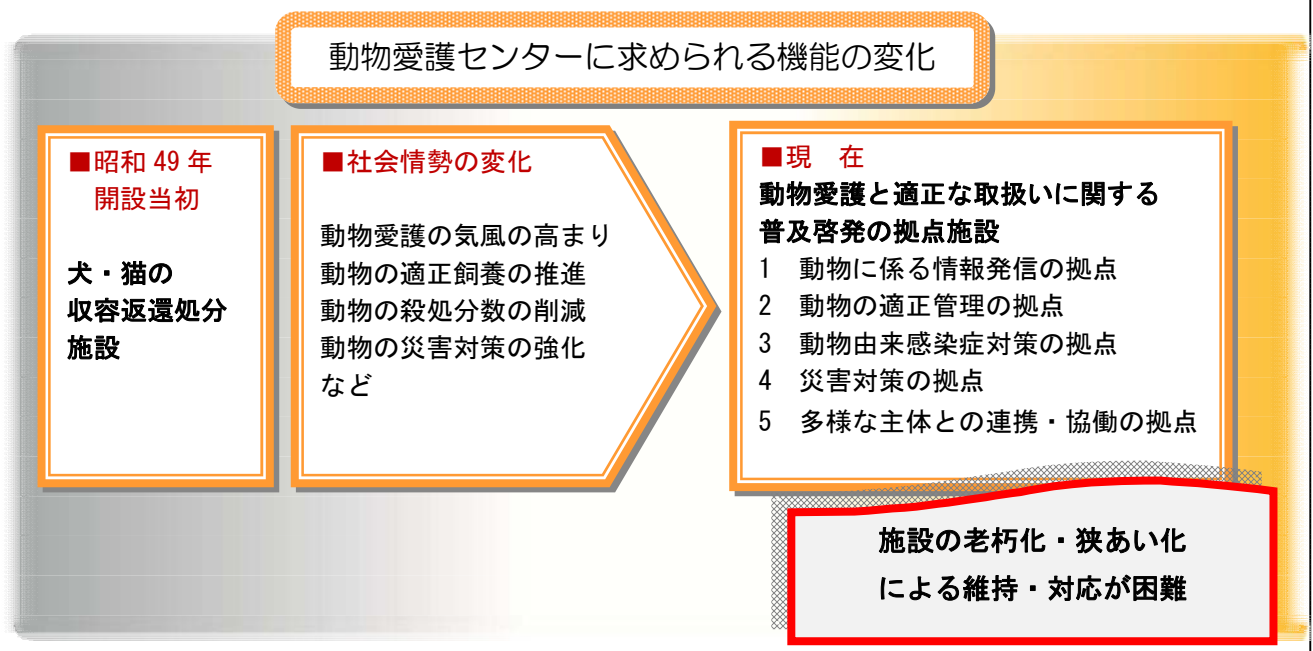
従来、動物から人間への危害防止に重点を置いた動物行政が展開されてきましたが、現在は、動物愛護の気風が高まる一方で、動物による迷惑の防止を求める声も大きく、動物の飼い主に対する適正飼養の普及啓発などが重要となってきました。あわせて、飼い主以外の人に対しても、動物を介して「いのち」の大切さを学んでもらい、また動物に関する正しい知識の普及啓発を進めることが求められています。

平成 24 年には、動物の愛護と管理の一層の推進のため「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）」の改正法が公布され、動物取扱業の適正化や、動物の終生飼養・繁殖制限など飼い主の責務の追加、動物の殺処分削減、災害対策の強化等が規定され動物愛護施策のより一層の推進が図られています。

加えて、平成 26 年には、環境省が「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を策定しました。このプロジェクトは、犬猫の殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指し、飼い主、事業者、ボランティア、NPO 及び行政が一体となって取組を展開・推進していくことで人と動物の共生する社会の実現を目指しています。

1) - 1 動物愛護センターに求められる機能の変化

動物行政の方向性が変化する中、動物愛護センターに求められる機能は、「犬猫の収容・返還・処分施設」から「動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設」へと変化しておりますが、建物設備の老朽化・狭あい化等により、十分にその役割を発揮しがたい状況となっています。



1) - 2 動物の殺処分削減に向けた取組の強化

平成 24 年に「引取りを行った犬・猫の返還と譲渡の推進」が動物愛護管理法に明記され、本市においても、終生飼養の啓発をはじめ、動物愛護センターに収容された動物の譲渡推進など、殺処分の削減に向けた取組を進めています。これらの取組には、動物愛護団体やボランティアとの連携が重要であり、譲渡推進のため動物愛護センターに登録している動物愛護団体数は年々着実に増加しています。併せて、動物愛護管理条例に基づく「かわさき犬・猫愛護ボランティア」には、動物愛護に関するボランティアリーダーとして、動物愛護センターに収容された離乳前の子猫への哺乳や収容犬の散歩等の業務支援を行っていただいています。

動物の殺処分については、攻撃性が強く動物愛護センターでの矯正が難しい場合や、重篤な病気などで回復が見込まれず、苦痛が著しい場合などは、動物愛護センターの獣医師の判断により、注射麻酔薬の使用など、苦痛の少ない方法で実施する場合がありますが、動物愛護団体等の御協力により、平成 25 年度には犬の殺処分ゼロを達成しました。

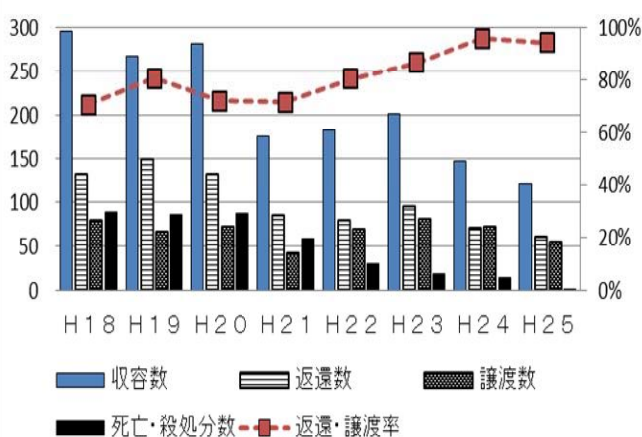
また、猫についても犬と同じように殺処分削減を目指した取組を強化していきますが、引き続き動物の終生飼養を推進し、人と動物の共生する社会の実現を目指していく必要があります。

〔動物愛護管理法第 35 条第 4 項〕

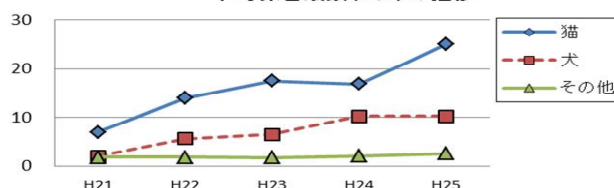
都道府県知事等は、引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたものの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

(抜粋)

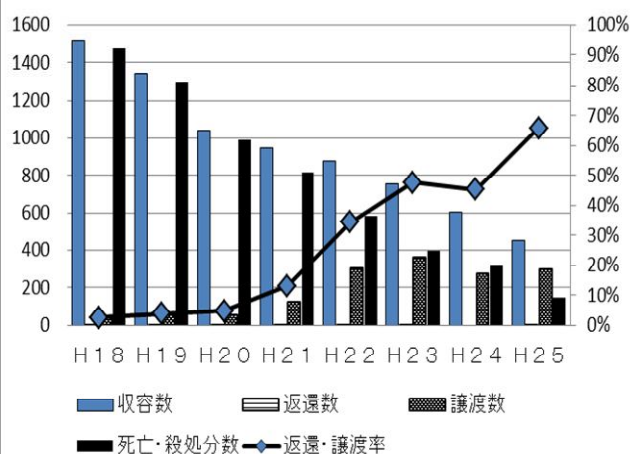
川崎市における犬の収容数、返還数、譲渡数、死亡・殺処分数の推移



平均保管頭数(1日)の推移



川崎市における猫の収容数、返還数、譲渡数、死亡・殺処分数の推移



※ 死亡・殺処分数には、交通事故等で搬送や収容中に死亡した動物も含んでいます。

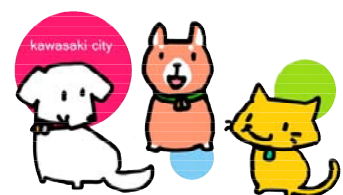
2) 動物愛護センターの課題

動物愛護センターは、動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設、また、多様な主体と連携・協働しながら具体的な取組を実践する施設としての役割を発揮することが求められておりますが、下記のような課題があり、その役割を充分発揮できない状況です。

現施設の課題	内 容
動物の収容スペースの確保	動物の譲渡を推進しており、施設に保管する動物数が増加傾向にあります。施設の狭あい化から、動物を適切に飼養するスペースが不足し、他の諸室や事務所等で動物を飼養している状況です。
動物愛護の普及啓発のための諸室が必要	動物愛護教室、研修及び市民団体の活動等のスペースが確保できないため、研修会や講習会、犬のしつけ方教室等は他の公共施設などを利用して実施しており、十分な普及啓発が実施できていません。 また、施設の接道が狭くマイクロバス等での来所が困難なため、来所型の動物愛護教室等の開催が難しい状況です。
動物の適正飼養指導や飼い方相談等を行う諸室が必要	動物の飼い主の方の相談に対応するスペースの確保が難しく、廊下や屋外で相談業務を行っており、きめ細かな対応が難しい状況となっています。
収容動物の健康安全を守る設備等の老朽化	昭和 49 年に建設された施設や診療設備が老朽化しており、最適な環境で収容、治療及び手術などを行うことが難しくなっています。
動物の災害対策の強化が必要	平成 24 年の動物愛護管理法の改正で動物の災害対策の強化が自治体に求められており、川崎市地域防災計画においても、災害時に迅速かつ適正な救援活動が行えるよう、平常時から必要な物品等を整備することとなっており、災害に備えて対策の強化が必要です。

3) 動物愛護センターの再編整備の必要性

動物愛護センターは、前記の課題を解決し動物行政の中核施設としての機能を発揮するためには、施設規模を拡充し整備する必要がありますが、現在の動物愛護センターの用地は、第一種中高層住居専用地域であり、建築基準法に基づく用途規制により、同法第 48 条の既存不適格となっているため、同法に適合した用地を確保し移転する必要があります。



3 動物愛護センターの目的等

1) 動物愛護センターの目的

今後の動物行政においては、動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発事業の拡充を図り、人と動物が共生する社会の実現を目指すこととしており、こうした方向性を具現化するため、区役所、公益社団法人川崎市獣医師会（以下「獣医師会」という。）、動物病院、動物愛護団体及びボランティアなどと、連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点として新しい動物愛護センター（以下、「(新) 動物愛護センター」という。）の整備を実施します。

2) 動物愛護センターの対象

2) -1 取り扱う動物

取り扱う動物については、犬や猫などの家庭動物が中心となります。

また、動物愛護の普及啓発、動物の適正飼養指導の観点から、犬猫等の家庭動物だけでなく、野生動物や動物園等に展示されている動物に係る正しい知識の普及啓発についても視野を広げていきます。

2) -2 施設利用者

(新) 動物愛護センターは、動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設として整備していきます。また、多様な主体と連携・協働して、動物愛護の啓発や適正飼養の推進を図る拠点となることを目指していきます。

利用者等	利用内容
動物の飼い主	飼養相談、健康相談、収容動物の返還 しつけ方教室等の受講、飼い主同士の交流や情報交換 など
飼養希望者	譲渡動物の見学や譲渡相談、譲渡前講習会、譲渡時講習会への参加 など
ボランティア 動物愛護団体	かわさき犬・猫愛護ボランティア等の情報交換、研修会 子猫の哺乳ボランティア養成講座、収容動物のしつけ等のサポート など
児童・生徒	いのちの教室、飼育体験教室、動物愛護教室等への参加 展示・学習コーナーの利用、動物の生態の学習 など
実習生・インターン・大学生	動物愛護センター業務の体験や実習、トリミングやシャンプー等の実施、 共同研究 など
獣医師会 動物病院等	専門知識・技術等の提供、研修会、情報交換 など
動物取扱業者等	動物取扱責任者研修、情報交換 など
一般市民	動物愛護教室等への参加、各種イベント・研修会等への参加 など

施設利用者の例

ボランティア等
多様な主体の協働の場

市民の
交流の場

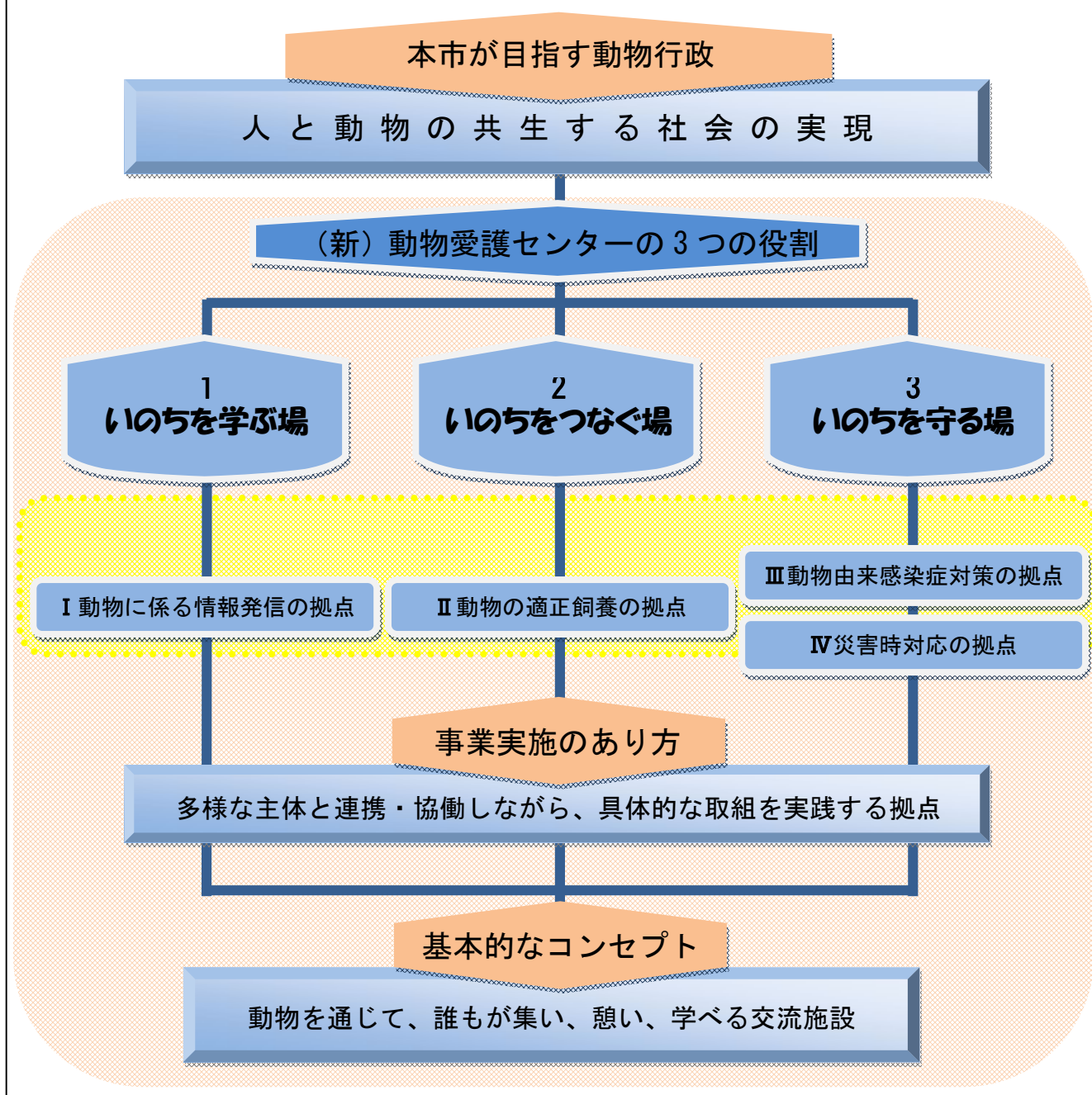
適正飼養の
情報発信の場



4 動物愛護センターの基本的なコンセプト

人と動物の共生する社会の実現を図る中核施設として、(新)動物愛護センターは、「いのちを学ぶ場」「いのちをつなぐ場」「いのちを守る場」としての役割を担い、主な機能として、Ⅰ 動物に係る情報発信の拠点、Ⅱ 動物の適正飼養の拠点、Ⅲ 動物由来感染症対策の拠点、Ⅳ 災害時対応の拠点として整備を行います。

また、事業実施のあり方として、多様な主体と連携・協働しながら具体的な取組を实践する拠点とし、動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設として生まれ変わります。



1 いのちを学ぶ場



【Ⅰ 動物に係る情報発信の拠点】

(新) 動物愛護センターは、多様な主体と連携・協働しながら、動物愛護と適正飼養管理の普及啓発、動物に関する情報発信等を、動物愛護教室や飼育体験教室、動物愛護フェアなど様々なイベントを通じて実施するとともに、ボランティア等の育成を行う拠点としての役割を果たします。具体的には、動物への理解を深めて正しい飼い方や動物への接し方が習得できるよう事業を推進します。また、小学校等と連携を図り実施する動物愛護教室や、夏休み等に実施する飼育体験教室等で、動物愛護センターに収容されている動物を身近に感じることで、動物への親しみや、命を大切にする気持ちを養います。

また、動物の生態などを学ぶ学習の場を設けると共に、動物の福祉に十分配慮し、適切な指導のもと収容されている動物とふれあう機会を設けることで、動物への正しい接し方を学びます。子どもが動物を身近に感じ、その温かさを体感することは、命の大切さを実感し、優しさやいたわりの心を育む効果も期待されます。加えて、動物を介して人と人とのコミュニケーションを深める効果も期待されることから、子どもから高齢者まで、動物を飼っている人も飼っていない人も、動物と親しみ、心が温かくなる、市民の豊かな交流の場としての機能も果たします。

機能・事業例

- ・ 動物に関する学習の場の提供
- ・ 動物愛護教室や飼育体験教室等の実施
- ・ 人と動物がふれあう場の提供
- ・ 動物に係る情報の交換や発信の場の提供
など



[いのちの教室]の実施

2 いのちをつなぐ場



【Ⅱ 動物の適正飼養の拠点】

動物の適正飼養を啓発するとともに、引取りや保護を行った動物について、動物福祉に配慮して適正な保護スペースを確保し、譲渡までの保護及び譲渡推進のための適正飼養の拠点としての役割を果たします。あわせて、狂犬病に関する知識や情報を発信するとともに、犬の登録や狂犬病予防注射の重要性について普及啓発を行います。

まずは、飼い主の責務としての適正飼養や終生飼養等の指導を徹底します。具体的には、講習会や犬のしつけ方教室等を開催し、広く動物の適正飼養の普及啓発を図ります。

また、飼養開始前にその動物の情報を収集して理解するなど、動物を安易に飼養しないよう普及啓発を行います。さらに、やむをえず飼養が出来なくなった場合においても、飼い主自らが譲渡先を探すよう指導していきます。

なお、動物愛護センターからの動物の譲渡に際しては、譲渡動物の飼い主が模範的な飼養が行えるよう、譲渡前講習会と、譲渡時講習会を実施していきます。

あわせて、みだりな繁殖を防止する観点から、猫の不妊去勢手術の補助の継続と、動物愛護センターにおける野良猫（地域猫）の不妊去勢手術の実施についても検討していきます。

機能・事業例

- ・ 収容動物の返還・譲渡の推進
- ・ 犬のしつけ方教室や各種講習会の開催
- ・ 返還時における飼い主への指導
- ・ 不妊去勢手術や所有明示措置の推進
など



不妊手術を行う獣医師

3 いのちを守る場



【Ⅲ 動物由来感染症対策の拠点】

動物由来感染症に関する情報の収集や関係機関と連携し調査・研究を行い、市民へ正しい知識を発信するとともに、狂犬病等の発生に対して迅速な対応を図り、動物由来感染症のまん延等を予防する拠点として役割を果たします。

機能・事業例

- ・ 動物由来感染症の調査・研究
- ・ 犬の狂犬病鑑定
- ・ 動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発 など



糞便検査の実施

【Ⅳ 災害時対応の拠点】

川崎市地域防災計画（震災対策編）では、災害発生時の対応として、動物救援本部を設置するとともに、動物救護センターを設置し、関係団体やボランティアの協力を得ながら運営するとされています。また、平成 23 年度に獣医師会と「災害時の動物救援活動に関する協定」を締結し、平成 25 年には、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会と「災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定」を締結しました。あわせて、平成 24 年度からペットフードやケージ等の備蓄を始めており、動物愛護センターは、災害時の動物救護に必要となる物資の備蓄を行うなど、災害時の動物救援活動の拠点施設としての役割を果たします。また、日常からの防災意識の啓発を行い、ペットの飼い主に対する必要物品の備蓄等の呼びかけや、排泄に関わるしつけやケージによる飼養など、災害時に必要な動物のしつけ方等について啓発を行ってまいります。

機能・事業例

- ・ 災害時の物資の備蓄機能
- ・ 被災動物の情報収集及び収容
- ・ 日常の防災意識の啓発 など



多様な主体との連携・協働による取組の拠点

「1 いのちを学ぶ場」、「2 いのちをつなぐ場」、「3 いのちを守る場」に係る事業を的確に実施するためには、ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物病院、動物関連企業等の多様な主体との連携・協働は不可欠であり、情報交換や活動支援の拠点としての役割を果たします。

機能・事業例

- ・多様な主体が協働するプラットフォームづくり
- ・ボランティアの活動支援
- ・ボランティア会議・勉強会の開催
- ・動物愛護週間行事 など

① ボランティア・動物愛護団体

ボランティアや動物愛護団体による、市の動物愛護施策への協力や独自事業の実施は、人と動物の共生する社会の実現に向けて大きな効果が期待されます。

連携の一例



犬のしつけ方教室による市民への適正な知識の普及啓発



離乳前子猫のミルクボランティアによる飼育支援及び譲渡推進

② 獣医師会

獣医師会には、動物愛護センターの各種普及啓発事業等における専門的知識・技術等の提供を受けるとともに、積極的な動物愛護及び適正飼養の普及啓発についての協力が期待されます。

連携の一例



災害時における動物救援センターの運営



夜間休日等の傷病動物の保護収容等

③ 動物病院

飼い主に身近な存在である動物病院には、感染症に対する正しい知識、繁殖制限や所有明示を始めとする適正飼養に関する普及啓発と指導を行うことが期待されます。

④ 動物関連企業

ペットショップなどの動物関連企業には、動物の正しい飼い方やしつけ、飼い主のマナーなどの動物愛護や適正飼養並びに高齢化する動物の介護や福祉に関するノウハウの提供、技術支援、情報発信などが期待されます。

連携の一例



動物関連企業による動物愛護啓発事業への参加

⑤ 夢見ヶ崎動物公園

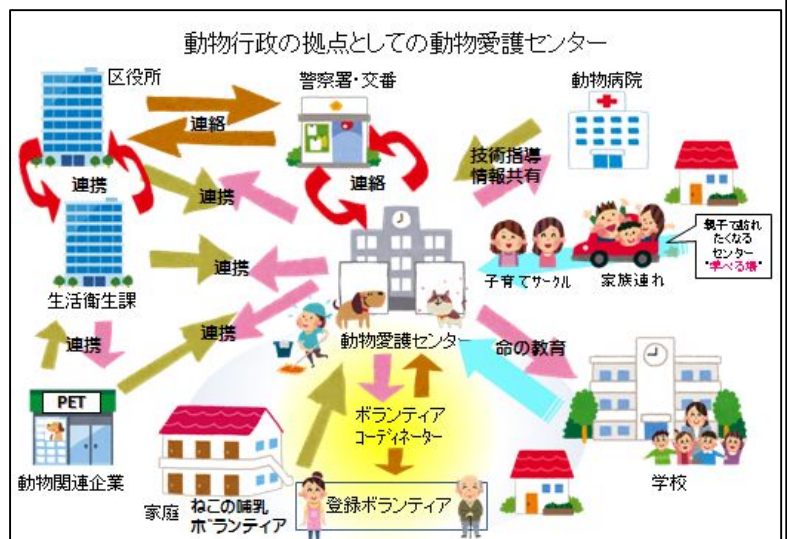
夢見ヶ崎動物公園は、博物館類似施設として野生動物や人間を取り巻く環境について知り考える環境教育、種の保存や野生鳥獣の保護を担っており、動物愛護センターの運営にあたり、情報交換や技術面等での協力を得て、動物に係る施設として相互に連携することが期待されます。

⑥ 区役所等

区役所は区レベルの地域活動の拠点として重要な位置を占めており、各地域で実施される普及啓発活動での動物愛護センターとの相互支援連携により、動物愛護と適正な飼養のための普及啓発を図ります。また、犬等の捕獲や負傷動物の保護についても、動物愛護センターと連携し迅速に対応します。

さらに、動物に起因する生活環境被害等の相談に対応し、地域課題の解決のための支援を連携して実施する必要があります。また、教育委員会と連携を行い、学校教育の一部としての「いのちの教育」のプログラム作成並びに実施について検討します。

加えて、様々な行政課題にも対応、貢献できるよう関係部局との連携を図ってまいります。



5 計画地と施設整備の方向性

1) 計画地の概要

上平間管理公舎用地の一部（川崎市中原区上平間 1 7 0 0 番 8）



付近見取り図（用途地域図）



付近見取り図（航空写真）

項目	内容
所在地	川崎市中原区上平間 1 7 0 0 番 8
敷地面積	約 2,500 m ²
用途地域	第一種住居地域（一部 第一種中高層住居専用地域を含む。） 建ぺい率：60% 容積率：200%

当該地は、川崎市上下水道局が管理する上平間管理公舎の廃止に伴い（新）動物愛護センターを整備し有効利用を行うこととしました。当該地は、中原区と幸区の境に位置し、比較的市の中心部の立地となります。北側は県立川崎工科高等学校に隣接し、住宅地でありながらも緑も多く自然環境にも恵まれた親しみやすい場所であること、建築基準法等の法令に適合し、（新）動物愛護センターの建設が可能な土地であること、JR 南武線の平間駅と鹿島田駅の両駅から徒歩による来所が可能であり、国道 409 号沿いに立地していることから、交通の利便性が高く、市民が利用しやすい環境であること、災害時に必要となる物資の備蓄や事業に必要な敷地面積の確保が可能であることなど総合的に勘案し、適地であると判断しました。

2) 施設整備のあり方

整備の基本的な方向性としては、市民が親しみやすい施設とすること、周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設とすること、参加・協働による取組を推進する施設とすること、市内の他の動物関係施設に対する先導的な施設とすること、災害時等にも適切な対応ができる施設となるよう整備していきます。

2) -1 周辺の生活環境に配慮した施設

現在の動物愛護センターにおいても、日常的な維持管理として、動物の収容施設の清掃や消毒等を毎日丁寧に行うとともに、犬のシャンプーやブラッシングを定期的に行うなど、清潔の保持には最善の注意を払い、また無駄吠えを予防するしつけや逸走防止に対する対策等を万全に行っているところですが、（新）動物愛護センターでは、防臭・防音に係る更なる対策を検討し、周辺の生活環境に配慮した施設として整備します。

2) -2 地球環境に配慮した施設

施設の建設にあたっては、省エネルギー等の推進について、施設の利用目的及び機能に適し、環境に配慮した設備を導入することを検討します。

2) -3 ユニバーサルデザインの導入

高齢者や障害者の方々を含めたすべての方が安全・安心で快適に利用していただけるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設として整備します。

3) 効率的・効果的な管理運営に向けて

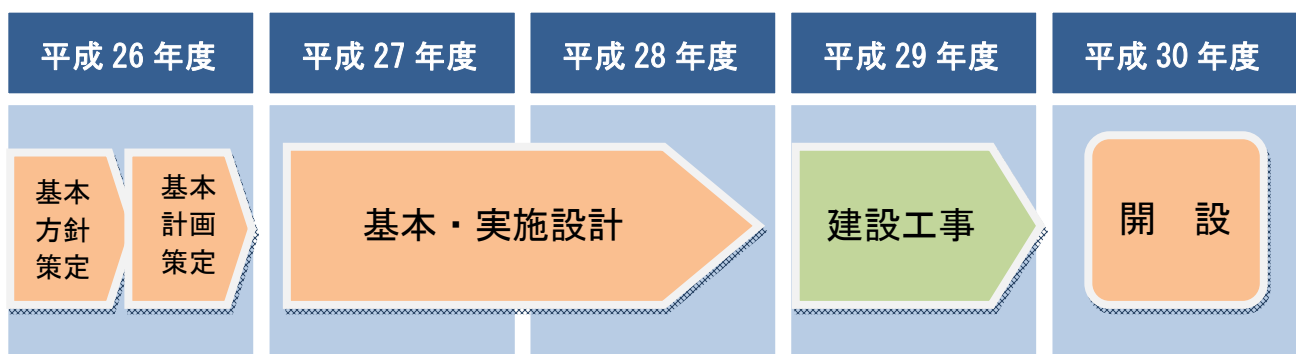
（新）動物愛護センターで行う事業には、市が直接実施すべき事業と民間のノウハウの活用可能な事業があります。しかし、これらの事業は互いに連動しており、完全に分離することは困難です。今後、動物愛護センターで実施する事業を具体的に構築していく中で、獣医師会などの団体とも協議しながら、多様な主体との連携・協働のあり方について検討を行います。また、多くの市民の方に利用していただけるよう土曜日・日曜日の開館について検討を行います。

4) その他

動物行政の推進を図るため、平成 26 年度に「川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱」を創設し運用しておりますが、（新）動物愛護センターの再編整備にも活用を行ってまいります。

6 今後のスケジュール（予定）

基本方針の策定後は、施設計画等を記載した基本計画を平成 26 年度中に策定し、（新）動物愛護センターの整備を推進してまいります。



※工事期間等については、前後する可能性があります。

川崎市動物愛護センター整備における基本方針

平成26年10月

川崎市

(お問い合わせ先)

川崎市健康福祉局健康安全部生活衛生課

電話：(044) 200-2447

FAX：(044) 200-3927

E-mail：35seiei@city.kawasaki.jp

